ニュースいのち NO. 187

発行: 働くもののいのちと健康を守る京都センター

発行責任者: 岩橋祐治、〒604-8854 京都市中京区壬生仙念町 30-2 ラボール京都地階、Te. (075) 803-2130, E-mail:ino-ken@topaz.ocn.ne. jp

2024年11月25日(月)発行

今号は、「①2024年過労死防止シンポジウム(京都会場)、②宇治ユニチカアスベスト国賠訴訟和解、③この間の働くもののいのちと健康をめぐる内外情勢のザッピング、④今月のお勧めの2冊」です。

I 2024年過労死防止シンポジウム(京都会場) 開催

11月22日、池坊短期大学・洗心館地下一階のこころホールで、2024年の「過労死等防止対策推進シンポジウム」の京都会場が、厚生労働省と京都労働局の主催、いの健京都センターも参加する過労死防止京都連絡会などの協力で開催されました。参加は約170人でした。シンポジウムは角南(すなみ)巌京都労働局長の主催者あいさつ、過労死防止京都連絡会の荻野幸夫会長の協力団体あいさつで始まりました。角南局長は「人のいの



ちはかけがいのないもの。働いて心身の健康が失わるというようなことは、決してあってはならない。」と、荻野会長は「(11年に渡って闘った自らの過労死認定闘争を振り返って)過労死の認定を勝ち取るのにどれだけの努力が必要か! 過労死等防止対策推進法が制定されて10年経つが過労死は減っていない。労働条件をよくしていかなければいけない。」と強調しました。

京都労働局の多賀谷千尋監督課長が、「過労死等防止対策の推進と京都労働局の取組み」について報告。多賀谷課長は、「①. 2023年度の過労死等の概要と政府の過労死防止の取組み、②. 京都労働局における取組み、③. 適用猶予業種・業務の状況」について報告しました。

過労死ご遺族からの体験談の発表では、宮崎で夫を過労死で亡くされたご遺族の方が発言。時間外労働の時間 数が認定基準に足りず、監督署段階では不認定となり、宮崎地裁で出張や連続勤務、クレーム対応などが認められ認定されたこと(そしてそれが過労死認定基準の見直しにつながったこと)を報告しました。「夫は帰ってこない。子どもたちも嫌な思いをした。生きていればと思うこともたびたびあった。残されたものの悲しみは癒えない。」「再びこのようなことが起きないことを強く望む。」と訴えました。

過労死弁護団全国連絡会議代表幹事の川人博弁護士が記念講演「過労死・ハラスメントをなくすために」を行いました。川人弁護士は、労災申請件数の増加状況に触れ、労災保険制度における労災認定数(業務上決定)は氷山の一角であることを強調。数々のハラスメント労災事案を紹介した上で、ハラスメントをなくすために取り組むべきこととして、「①. ハラスメントは、個人の属性の問題ではなく、企業組織のあり方に起因する問題である。企業トップ・役員が先頭に立ち改善すべき問題である。②. ハラスメントの発生を的確に把握し、ハラスメント加害者並びにその部署に対する適切な指導を速やかに実施すること。そのために法に定められた通報窓口の人選・研修に力を注ぐこと。③. ハラスメントの存否をめぐって当事者間で大きな食い違いがある場合に、上司サイドの意見どおりになりがちで公平さを欠く。事実認定や評価をめぐって審理する機関を、利害関係者を除き、社外専門家等も入ったものを設置すること。④. 重大な事態(特に死亡事案)が発生した場合、企業トップ・役員が責任をもって対処すること。⑤. 暴力・ハラスメント禁止条約(ILO190号条約)の批准と国内法制の整備が大切。⑥. 「ビジネスと人権指導原則」により、自社はもとより、子会社や系列会社に対する指導強化を図ること。⑦. よきリーダーシップを広げること。」の7点を挙げ、説明しました。

過労死防止京都連絡会事務局長の古川拓弁護士は、閉会あいさつで、「過労死は、一度起こると取り返しのつかないこととなる。過労死防止法が施行されて10年-この一年、過労死防止に向け、いっそう頑張っていきましょう」と強調しました。

Ⅱ ユニチカ宇治元労働者の河合さんのアスベスト被害国賠訴訟で和解成立

1 1月14日、ユニチカ(旧日本レーヨン) 宇治工場で働き、アスベスト(石綿)を取り扱っていた河合敏彦さん(京都職対連幹事)が、中皮腫を発症して、国家賠償請求をしていた訴訟で、京都地裁で国が責任を認め、損害賠償金を支払う内容での和解が成立し、解決しました(ユニチカの企業責任を問う交渉は、引き続き行われます)。



Ⅲ この間の働くもののいのちと健康をめぐる内外情勢のザッピング

1 米大統領選挙、トランプ復活

11月5日、投開票されたアメリカの大統領選挙で、トランプ前大統領が勝利し、復活を果たしました。民主党進歩派のサンダース上院議員は、この結果を「労働者階級を見捨てた民主党が、労働者階級に見捨てられるの





は当然だ」と言っています。米国経済研究者の荻原伸次郎横浜国立大学名誉教授は、「バイデン政権下のインフレによる生活苦が最大の要因だ」とも言っています。バイデン政権が、ロシアのウクライナ侵攻を止められなかったこと、ガザへのジェノサイド攻撃を行っているイスラエルを容認し、軍事支援を行っていることも見逃せません。日米関係がどうなっていくのかも含めて、トランプ政権の行方についても注視していく必要がありそうです。

2 国連・女性差別撤廃委員会 (CEDAW) が日本政府に総括所見

10月29日、**国連の女性差別撤廃委員会**(CEDAW)は、 女性差別撤廃条約の実施状況に関する日本政府の第9回定期報告書に対する総括所見を発表しました。日本における女性の人権 状況についての懸念と改善のための勧告として、①. 選択的夫婦 別姓の導入、②. 「男系男子」のみに皇位継承を認めている皇室典 範の改正、③. 女性(特にひとり親世帯と高齢女性)の貧困の改善、④. 賃金や教育機会のジェンダー格差の解消、⑤. 包括的性教



育の不足、⑥. 婚外子の出生届の起債における差別的取扱いの是正、⑦. 政治分野における女性議員&職場における管理職に占める女性の割合の低さなど、様々な課題を指摘しています。条約に定められた権利が侵害された際に個人が委員会に直接通報できる「個人通報制度」を定めた「選択議定書」についても、日本政府が批准を"検討中"と回答し続けていることにも、時間がかかり過ぎと懸念をあらわにしています。

3 特別国会で石破首相再選

11月11日開会した特別国会の首相指名選挙で、石破茂首相が、30年ぶりに行われた決選投票の結果、首相に再任され、第2次石破内閣が発足しました。10月27日に投開票された総選挙で、政府与党の自公両党が過半数割れとなったもとでの首相指名選挙ということで注目されていましたが、野党第2党の日本維新の会と第3党の国民民主党が無効となる投票行動を選択した結果、少数与党の石破自民党総裁の首相再任という結果になりました。自民・公明与党の過半数割れという新たな政治局面



となった今、"要求実現と政治革新のチャンス"としてたたかいをいっそう強化していくことが求められています。

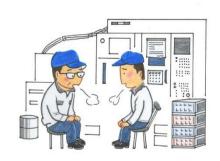
4 2024年版「過労死防止白書」閣議決定

10月11日、石破内閣は、2024年版の「過労死等防止対策白書」を閣議決定し、公表しました。今年の白書のポイントとしては、医療、芸術・芸能分野、DX等先端技術担当者の調査分析結果の記載としています。 労働時間の状況として、過労死ラインの週労働時間60時間以上の労働者の、週労働時間40時間以上の労働者

の中で占める割合は減少してはきていますが、まだ8.4%もいます。過労死等の現状は、脳心臓疾患も精神障害も増加傾向にあります(2023年度、脳心臓疾患が1023件で前年比220件増、精神障害が3575件で892件増)。過労死防止対策推進法施行10年にあたっての過労死防止大綱の変更にも触れ、「上限規制の遵守・徹底、過労死等再発防止指導とフリーランス対策の強化」「業種やハラスメントに着目した調査と分析の充実」をそのポイントとして挙げています。



5 全事業場にストレスチェックの実施が義務化



1 1月6日開催された厚生労働省の労働政策審議会の安全衛生分科会は、ストレスチェック制度を含めたメンタル対策について議論を行い、これまで努力養務だった「50人未満の事業場」についても、ストレスチェックの実施の義務づけることを確認しました。施行時期については、明言せずに「十分な準備期間の設定を行うことが適当」としました。ストレスチャックの実施結果の「集団分析・職場環境改善」の義務化については、「時期尚早」であり、「引き続きの検討課題」だとしました。

6 厚労省の「労働基準関係法制研究会」が議論の「たたき台」

11月12日、労働基準法の見直し・改正について検討してきた厚生労働省の「労働基準関係法制研究会」は、「議論のたたき台」なる文書を公表しました。これにもとづき議論をさらに行い、「報告書」を取りまとめるとしています。その内容は、日本経団連が今年の1月に発表した「労使自治を軸とした労働法制の提言」で求めてきた「労働時間規制のデロゲーション(逸脱・適用除外)の拡大」「事業場単位から企業単位での就業規則の作成や労使協定の締結」などに全面的に応える内容となっています。また、①. 労働者性の判断、②. 労働基準法適用の単位、



③. 労働時間法制、④「過半数代表者」の機能強化について述べていますが、部分的な改良と言える部分は全くないとはいえませんが、全体として言えば日本の労働者の置かれている厳しい現実を見ようとしない、その改善にほとんどつながらないものだと言わざるを得ません。「議論のたたき台」の内容に沿って、労働基準法などの労働者保護法制が「改正」されれば、日本国憲法第27条2項の「労働条件法定主義」が形骸化され、労働時間法制を中心とした労働基準法のデロゲーション(逸脱・適用除外)がさらに進み、労働基準法の変質・解体につながっていくこととなってしまいます。今回の「議論のたたき台」を、広範な労働者・労働組合の議論に基づく批判の力で、全面的に書きかえさせ、労働基準法の抜本改正につなげていく必要があります。



働くもののいのちと健康を守る京都センターでは、労働基準関係法制研究会の「議論のたたき台」の危険性を暴露・批判する**討議資料「労働基準** 関係法制研究会の『議論のたたき台』批判~労働基準法の解体を許さず、 その抜本改正をかちとろう~」を作成しました。いの健京都センターのホームページからダウンロードできますので、どうぞご活用ください!

9月26日、静岡地裁は、1966年に静岡県の味噌製造会社の専務一家4人が殺害された事件で死刑が確定していた袴田巌さんが再審を請求していた裁判で、無罪の判決を言い渡しました。そして10月8日、検事総長は「控訴しない」とする談話を出して、無罪が確定しました。逮捕から58年、最高裁判決での死刑確定から44年もの年が経過していました。この間、京都シネマで、笠井千晶監督の映画「拳と祈りー袴田巌の生涯ー」を観て、そして今回紹介するフリージャーナリストの青柳雄介さんが書いた「袴田事件ー神になるしかなかった男の58年」(文春新書、2024年8月初版、1100円+税)を読みました。58年と一口で言いますが、一人の人生にとってあまりにも長い年月です。しかもその内の1980年に最高裁で死刑判決が確定し2014年に静岡地裁で再審開始決定が出され釈放されるまでの34年間は、一日一日死刑の恐怖と闘いながらの日々だったですから…。本書は、プロローグ、20章の本文、エピローグから構



成されていますが、それぞれのオープニングは袴田さんの手紙や日記からの引用で始まっています。その一つ一つが、本当に読む者の心をゆさぶります。「再審無罪」への長き闘いの物語が見事に描かれていますが、著者の密着取材で浮き上がる死刑冤罪の真実が、「裁かれるべきはこの国の司法である」ことを明らかにしています。



次に、弁護士の楾大樹(はんどう・たいき)さんが書いた「改訂版・檻を壊す ライオンー安倍・菅・岸田政権で学ぶ憲法」(かもがわ出版、2024年10月 初版、1800円+税)。国家権力をライオン、憲法を檻にたとえた憲法解説書「檻の中のライオンー憲法がわかる46のおはなし」(かもがわ出版、2016年初版、1300円+税)の続編(2020年初版)の改訂版とのことです(どちらもわたしは未読ですが…)。この4年間の、安倍・菅・岸田という三政権の下で起きた憲法問題を追記した改訂版ということですが、巻末の事項索引を数えたら92もの項目がありました。よくもこれだけの憲法問題(=憲法を踏みにじる・無視する問題)を引き起こしたものだと変に感心しましたが、これだけ次から次への憲法問題が起きると記憶から忘れ去られていくのも早いなぁーと反省もさせられました。「この4年間、ライオン(権力者)が檻(憲法)をさらに壊

し、檻からさらに遠ざかっている」「壊された檻の傷跡を見ていくだけで檻(憲法)全体を見渡すことができる」と著者は述べていますが、<u>本書は、「生きた憲法教材」として、「時事問題の総復習書」として最適の本</u>だとお勧めできます。著者の「日本国憲法は国民主権の憲法」であり、「国民主権の仕組みが機能するためには、主権者である国民一人ひとりが、憲法の基礎的理解を備え、政治の動きに関心を向け、投票などの行動をしていかなければなりません。」という指摘に、全く同感です。

いの健京都センター理事会・公開講座 「労働基準関係法制研究会」の「議論のたたき台」を斬る!~その批判 的検討~

- 開催日時・場所:2024年12月17日(火)午後6時30分~8時ラボール京都六階・北会議室
- 〇 講師: 毛利崇弁護士 (自由法曹団京都支部、こまつ総合法律事務所、立命館大学法科大学院非常勤講師・労働法)
- * 申し込みは、電話(075-803-2130)か、Fax(075-803-2134)か、メール(inoken@topaz.ocn.ne.jp)でお願いします!